

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年1月31日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要
南部水再生センター放流渠等緊急応急措置工事
- 2 履行（納品）場所
磯子区新磯子町39番地
- 3 契約日
令和元年9月27日
- 4 履行日又は履行期間
令和元年9月27日から令和2年2月7日まで
- 5 契約金額
¥35,717,000-（うち消費税及び地方消費税額 ¥3,247,000-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
NB・三木建設共同企業体
株式会社NB建設 代表取締役 仙頭 靖夫
横浜市神奈川区栄町5番地1
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本工事の対象となる放流口は、南部水再生センターで処理した水を根岸湾に放流するためのコンクリート製の地下水路（暗渠）です。また、送泥管等は、水処理の過程で発生する汚泥や処理水を南部汚泥資源化センターやポンプ場に送るための配管です。これらはいずれも、使用できなくなった場合には水処理設備全体の稼働停止に直結する非常に重要な設備です。
今回はこれらの設備が台風により大きく破損し、緊急に機能を回復するため修理する必要があり、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由
NB・三木建設共同企業体は、南部水再生センターで施工中の事業者で早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。
したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有しているNB・三木建設共同企業体と随意契約を行いました。
- 9 所管課
環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター